

入会約款 及び 校則

ご契約前に本書面の内容をよくご確認ください。



ゴーウェルランゲージスクール

1. 契約成立

貴殿は本入会約款及び校則への同意を前提とし、ゴーウェルランゲージスクール（以下 GLS という）の入会申込書にご記入いただくことにより、当校の受講生となります。貴殿が当該届に記入された日付をもって契約締結の年月日とし、入会届お客様控えをお渡しいたします。

2. レッスン内容

- イ. 外国人講師による語学レッスンをご提供しています。
- ロ. レッスン形態、方法、時間数、受講費は、別紙をご参照ください。
- ハ. 入会前の無料体験、見学
レッスンは事前見学または無料体験20分をご受講いただくことができます。
- ニ. 受講に必要な教材は、GLS推薦のテキスト等を当社または書店にてご購入いただきます。
マンツーマンレッスンの場合、既にお持ちの教材をご利用いただくことも可能です。
- ホ. GLSは、その事情によりクラス内容・料金の一部を変更・廃止する場合があります。

3. 納入金額

- イ. 受講費 コース別に申し受けます *別紙料金表をご参照ください。
- ロ. 教材費 コース別に申し受けます *別紙料金表をご参照ください。

4. 納入時期・方法

受講費は原則レッスン開始前までに銀行振込もしくは現金またはクレジットカードでの納入となります。延長の場合も同じく延長のレッスン開始前までに納入下さい。

5. レッスン受講期間

- イ. マンツーマンレッスンは10回・30回・100回の3種類の受講回数があります。10回の有効期限は3カ月以内、30回、100回の有効期限は1年以内です。延長は認められませんのでご了承下さい。
- ロ. マンツーマンレッスンの欠席及び変更のご連絡は、受講日の前日15時迄のお申し出に限り、15時以降の欠席及び変更の場合、レッスン1回分として換算されますので予めご了承下さい。

6. 納入金の滞納について

事前の連絡がなく期日までに支払いがない場合には、授業の提供は停止し、受講生の資格を失うことがあります。

7. 契約解除（クーリング・オフ）

- イ. 契約コースの受講期間が2カ月を超え、またはお支払い総額が5万円を超える場合は、貴殿は契約締結をした日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により契約を解除することができます。
- ロ. イ. の契約解除は、当該契約の解除に係る書面を発行した時に、その効力が生じます。
- ハ. イ. の契約解除があった場合、GLSは貴殿にその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求できません。
- ニ. イ. の契約解除があった場合、すでに授業が開始していたとしても、GLSは貴殿に金銭の支払いを請求できません。
- ホ. イ. の契約解除があった場合、GLSは貴殿から受領しているその全額をすみやかに返金いたします。返金は銀行口座振り込みにておこないます。振り込み手数料のご負担はありません。
- ヘ. イ. の契約解除があった場合、貴殿は教材の販売に係る契約についても解除することができます。
- ト. ヘ. の契約解除は、当該契約の解除に係る書面を発行した時にその効力が生じます。
- チ. ヘ. の契約解除があった場合、GLSは貴殿にその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求できません。
- リ. ヘ. の契約解除があった場合、GLSは教材に関し貴殿から受領しているその全額を貴殿にすみやかに返金いたします。
- 又. ヘ. の契約解除があった場合、教材の引渡しがいまだなされている時は、その引取りに要する費用はGLSが負担いたします。
- ル. なお、貴殿が不実の事を告げられて誤認し、また威迫され困惑して契約解除しなかった時は、あらためて契約解除できる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは契約解除ができます。

8. 契約解除（中途解約・違約金等）

- イ. 貴殿の契約コースの受講期間が2カ月を超え、またはお支払い総額が5万円を超える場合、契約締結をした日から起算して8日を経過した後は、書面により将来に向かって契約を解除することができます。
- ロ. イ. の契約解除があった場合における受講費の清算方法
貴殿がGLSに支払われた金額から下記ハ. 二. に定める費用を差し引いた金額を貴殿の口座にお振込みいたします。振り込み手数料は貴殿のご負担とさせていただきます。
- ハ. イ. の契約解除が、入会届記載の初回レッスン日前の場合、GLSは下記の費用を差し引いた額を貴殿に返金いたします。但し、清算金がマイナスになった場合は、貴殿にその不足額をお支払いいただきます。*契約の締結及び履行のために通常要する費用15,000円

